
総合計画審議会の進め方等について

1	総合計画とは	1
2	（仮称）第五次多摩市総合計画策定方針	2
3	基本計画策定の全体スケジュール概要	6
4	第五次多摩市総合計画審議会の進め方（案）	7
5	第五次多摩市総合計画の全体構成（案）	8
6	多摩市総合計画審議会スケジュール（案）	10

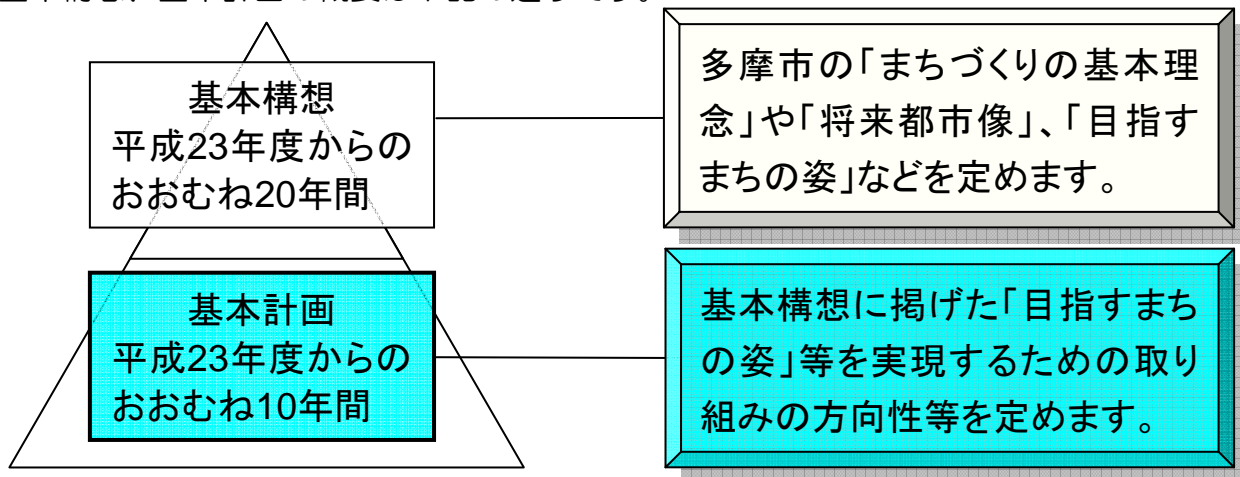
1 総合計画とは

総合計画とは、まちづくりの基本となる計画で、多摩市にある様々な行政計画（環境基本計画、子育て・子育て・こどもプランなど）の中で最上位に位置づけられる計画であり、「多摩市のまちの将来設計図」であると言えます。

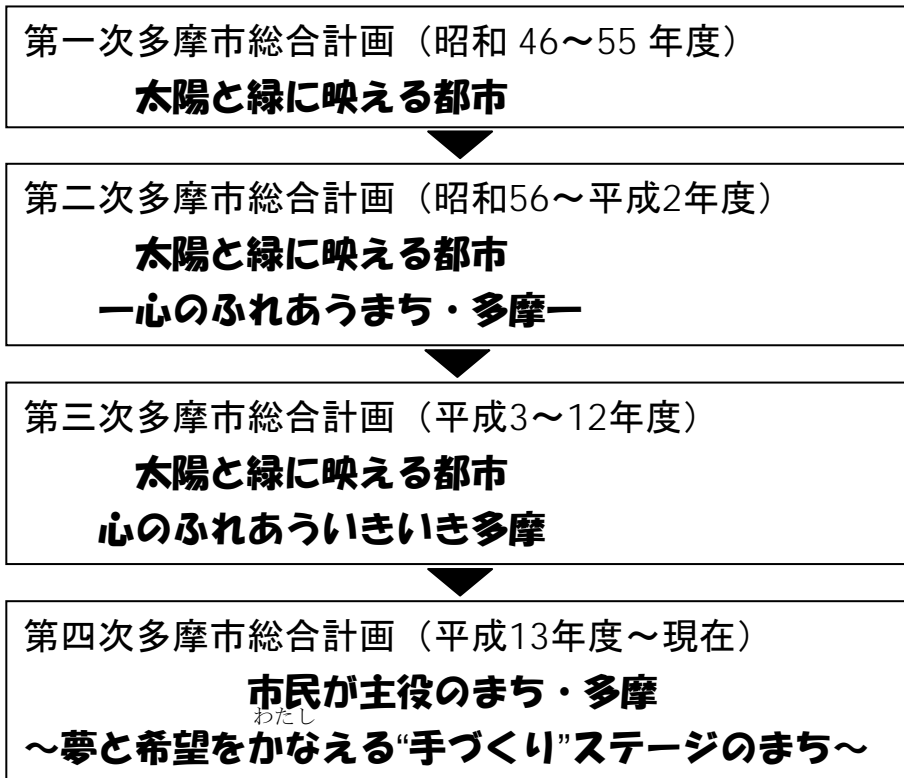
○「第五次多摩市総合計画」の構成

「第五次多摩市総合計画」は、基本構想と基本計画の2層で構成します。基本構想は今後20年について、基本計画は今後10年を想定しております。

基本構想、基本計画の概要は下記の通りです。



○将来都市像の変遷



第五次多摩市総合計画 基本構想原案（平成23年度～ ）
みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

2 (仮称) 第五次多摩市総合計画策定方針

平成 20 年 6 月 24 日決定

(仮称) 第五次多摩市総合計画策定方針

1 策定の趣旨

平成 13 年 4 月、21 世紀の幕開けとともに、第四次多摩市総合計画で掲げた将来都市像「市民が主役のまち・多摩～夢と希望をかなえる“手づくり”ステージのまち～」を目指したまちづくりがスタートし、行政から市民への横の分権の確立と市民との協働による計画的なまちづくり、効率的・効果的な行財政運営の確立に向けた構造改革への取り組みを進めましたが、バブル崩壊後の長引く景気の低迷による予測を超えた税収の減少、先行き不透明な地方財政制度や社会保障制度の改革、急速な高齢化の進行など、行財政を取り巻く環境は好転の兆しがなく、厳しさが増すばかりの状況となりました。

その対応策として、平成 15 年 7 月に「多摩市行財政診断白書」を作成し、多摩市行財政診断市民委員会において行財政の再構築に向けた骨太の改革方針を平成 15 年 10 月に取りまとめました。その後、平成 16 年 2 月に「多摩市行財政再構築プラン」を策定し、行財政改革を具体的に推し進めるとともに、「新たな支え合いの仕組み」による市民サービスの向上に取り組みました。また、平成 16 年 8 月には、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかり、私たちのまちの自治を推進していくための拠りどころとなる「多摩市自治基本条例」を施行しました。さらに、将来にわたって大きな財政負担となる公共施設について「公共施設の配置のあり方に関する基本的な考え方」を策定するとともに、平成 20 年 2 月には、公共施設の現状を明らかにした「多摩市施設白書」を作成しました。

平成 18 年 3 月に策定した第四次多摩市総合計画後期基本計画「2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」(計画期間：平成 18 年度～22 年度)では、これまでの取り組みと成果を踏まえ、行財政環境や社会の変化に柔軟に対応できる戦略的な計画としていくことを基本的な考え方としました。さらに翌年には、総合計画の目標達成のために必要な行政の「内部改革」をより推進するために「多摩市経営改革推進計画～「戦略プラン」の推進のために～」(計画期間：平成 19 年度～22 年度)を策定しました。

一方、平成 18 年 12 月には「地方分権改革推進法」が成立、第二期地方分権改革がスタートし、現在、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針づくりが進められており、今後ますます地方自治体の自主性、自立性を高めていくことが求められ、自らの判断と責任において行政を運営していく分権型社会へと転換していかなくてはなりません。また、日本社会は少子高齢化の進行、人口減少時代の到来等による社会保障費の増大や医療制度改革等の様々な制度改革への対応に迫られています。こうした社会経済情勢のうねりは本市にも押し寄せ、今後の自治体経営に大きな影響を及ぼします。

そこで、あらためて長期的な社会経済情勢の動向や市民ニーズを捉えなおしたうえで「多摩市の目指すまちの姿」を設定し、「新たな支え合いの仕組み」の考え方に基づく、これまでの市民協働の取り組みと蓄積された市民の力、地域の力を生かした多摩市らしいまちづくりを推進していくための指針として、(仮称)第五次多摩市総合計画を策定するものです。

2 総合計画の構成と期間・概要

(仮称) 第五次多摩市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層で構成します。それぞれの期間と概要は次のとおりです。

(1) 基本構想

期 間：平成 23 年度からの概ね 20 年間

期間中の社会経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

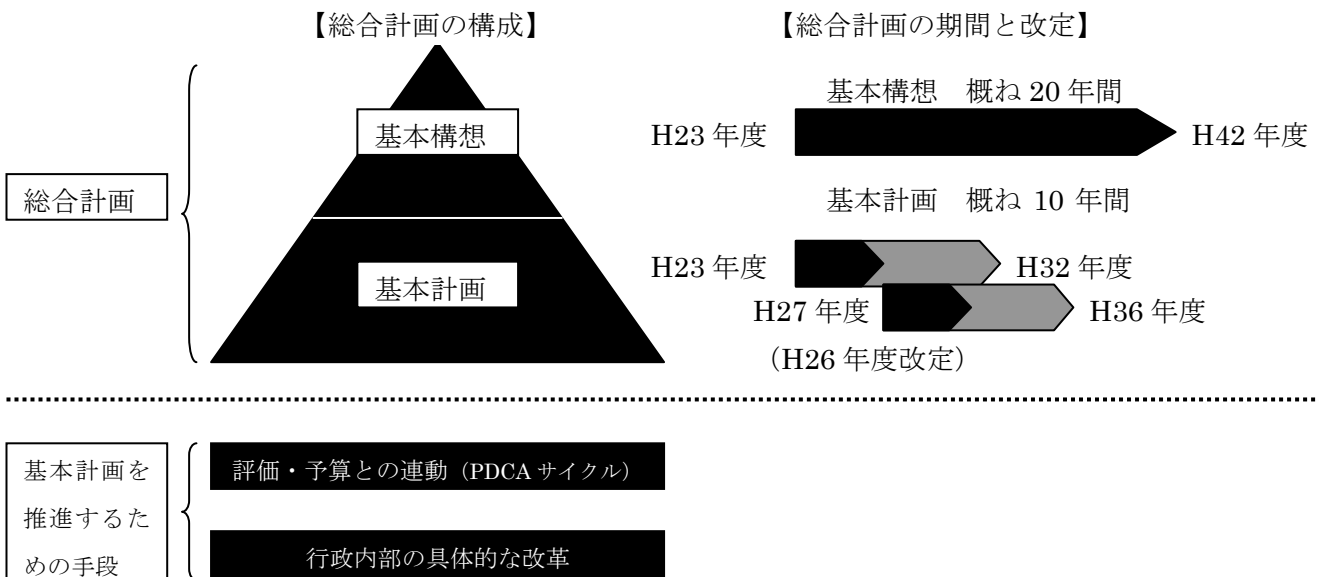
概 要：概ね 20 年後を見据えた、多摩市の目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの理念、基本姿勢等を示します。

(2) 基本計画

期 間：平成 23 年度からの概ね 10 年間

計画の実効性を確保するため、4 年ごとに 10 年間の計画として改定していきます。

概 要：基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現していくための目標と、その目標を達成するための政策、施策、行政と市民の役割等を示します。また、目標の達成状況を把握するための成果指標と数値目標を設定します。



3 策定にあたっての基本的な考え方

長期的な展望にたった多摩市の目指すまちの姿やまちづくりに対する普遍的な理念、基本姿勢を明らかにするとともに、第四次多摩市総合計画後期基本計画「2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」策定時の基本方針とこれまでの取り組みを踏まえ、市民とともにまちづくりを推進していくための指針となる計画として、次の基本的な考え方に基づき策定します。

(1) 基本構想

多摩市の目指すまちの姿やまちづくりの理念、基本姿勢を明らかにした基本構想

長期的な展望にたち、多摩市の目指すまちの姿とまちづくりに対する普遍的な理念、基本的な姿勢を市民参画で検討していきます。

(2) 基本計画

① 市民と行政が目標を共有し、ともに目標達成に向け実践するための基本計画

基本構想に掲げた「目指すまちの姿」を実現するために、市民と行政がまちづくりの目標や目指すべき方向性を共有し、目標の達成に向けそれぞれの役割を実践するための基本計画とします。策定の過程では、市民参画により市民と行政が一体となって策定に取り組みます。

② 市民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる戦略的な基本計画

成果指標と数値目標を設定し、目標の達成状況が把握できる基本計画としていきます。そして、毎年度の目標の達成状況と効果の検証に基づき、限られた財源（予算）の中で、基本計画に掲げた目標が達成できるよう、より効果的・効率的な事業と手法を選択していきます。

③ 持続可能な行財政運営とするための基本的な考え方を示した基本計画

将来に負担を先送りせず、持続可能な行財政運営としていくための目指すべき方向性、基本的な考え方を示していきます。

(3) 基本計画の推進に向けて

① 評価・予算との連動

第四次多摩市総合計画後期基本計画「2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」の考え方を継承し、引き続き、行政評価の手法を用いた計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効果的・効率的な事業を選択していくP(Plan)D(Do)C(Check)A(Action)サイクルの精度向上を目指していきます。

② 行政内部の改革

基本計画を推進していくため、さらに行政内部の改革に取り組んでいきます。具体的な取り組みについては、基本計画の策定作業とあわせながら、現在の経営改革推進計画を改定していきます。

4 策定体制

(1) 市民参画

計画の策定にあたっては、多摩市自治基本条例第24条（計画策定等への参画）の規定に基づき、計画の策定過程における市民参画の機会を保障します。

具体的な市民参画の形態については、多摩市自治基本条例第23条第1項で規定されている形態のほか、策定過程の状況に応じた市民参画を検討したうえで実施します。

(2) 多摩市総合計画審議会

多摩市総合計画審議会条例に基づき設置し、市長の諮問に応じ、多摩市が定める総合計画に関すること等について、調査及び審議し答申を行います。基本構想では、調査及び審議のほか、起草も行います。

調査・審議の過程では、審議会と市民、議会、行政が意見交換等を行う機会を検討していきます。

審議会条例では、委員の任期が1年となっていることから、基本構想・基本計画ごとに審議会を設置しますが、委員の再任はさまたげないと規定されています。

(3) 庁内体制

① 多摩市総合計画策定委員会

多摩市総合計画策定委員会設置規程に基づき設置し、総合計画を策定するための必要な事項を調査、審議及び調整し、具体的な実施事項の案を決定します。

設置規程では、委員会に専門委員会をおくこととされており、副市長・教育長・部長級職員をもって組織します。

② 職員ワーキングチーム

ワーキングチーム設置要綱を制定し、基本構想・基本計画を策定するために必要な基礎資料等の収集・分析並びに素案づくり等を行います。

ワーキングチームでの基礎資料や素案等は、総合計画策定委員会での審議資料となるほか、ワーキングチームと市民が直接意見交換等できる機会を検討していきます。

ワーキングチームは、組織を越えた課長級以下の幅広い世代の職員でバランスよく構成していきます。

(4) 事務局

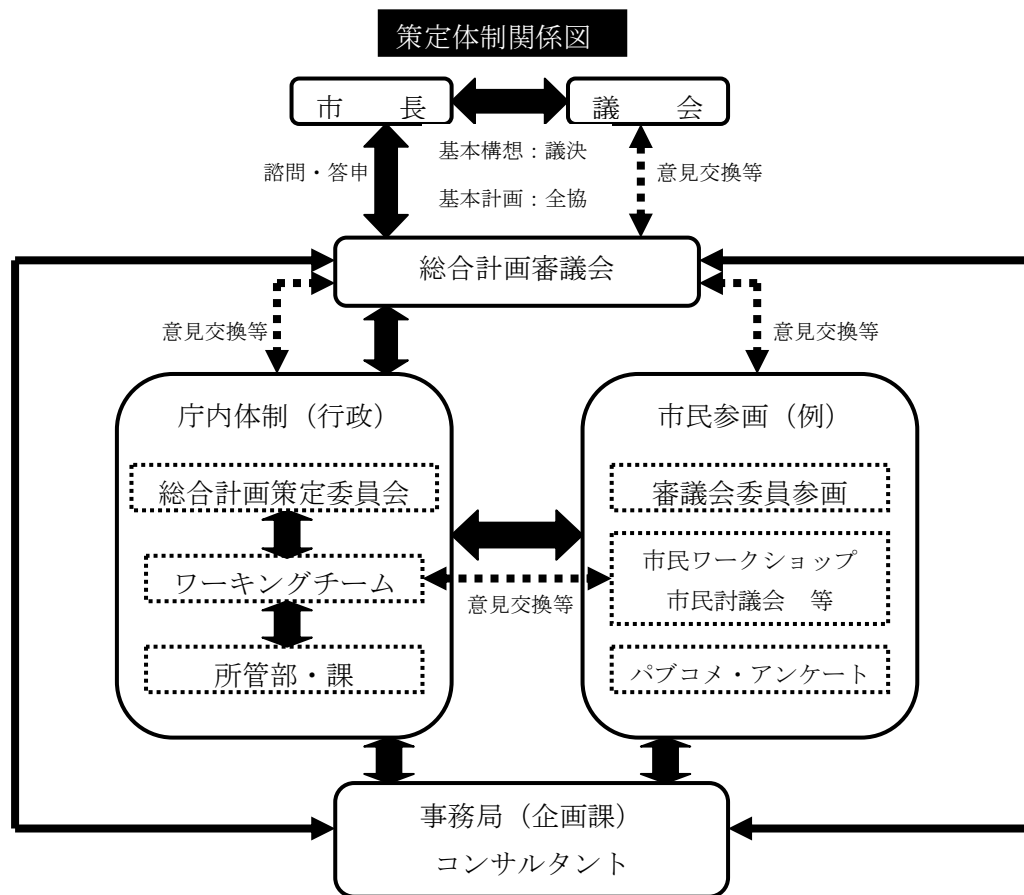
事務局は企画政策部企画課とし、策定期間を通じた全体の運営、総合調整、進行管理を行います。

策定期間を通じて、事務局の計画策定に関する作業を円滑に進めるため、総合計画に関する情報分析や策定ノウハウを有するコンサルタントに策定支援業務を委託します。

特に、基礎データの収集・整理・分析やワーキングチームの運営支援（指導・相談）、市民参画の運営支援等を予定しています。

(5) その他

その他、計画策定過程の状況に応じて、上記以外の体制を整える必要が生じた場合は、別途対応していくものとします。



5 策定スケジュール概要

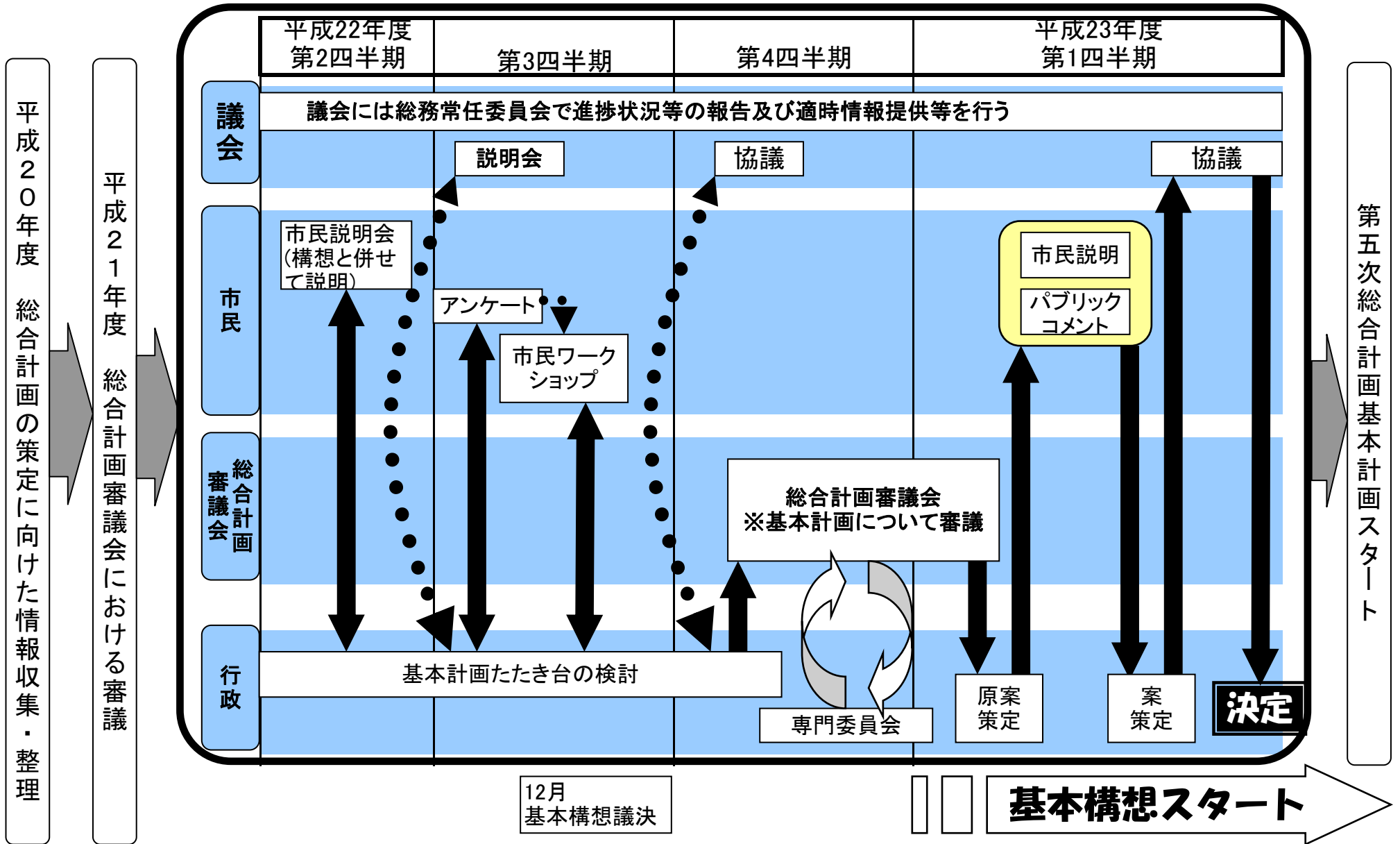
平成 20 年度：基本構想策定に必要な基礎データ収集・整理・分析等

平成 21 年度：総合計画審議会での基本構想起草、議会議決、基本計画案の検討等

平成 22 年度：総合計画審議会での基本計画審議、基本計画決定

平成 23 年度：平成 23 年 4 月（仮称）第五次多摩市総合計画スタート

3 基本計画策定の全体スケジュール概要



4 第五次多摩市総合計画審議会の進め方（案）

1) 前提と考え方

- ・平成 23 年 1 月から 5 月の期間で基本計画について審議を行い、検討結果を市長に答申する。
- ・議論を活性化・深化するため、また、短期間で6つの目指すまちの姿の検討を行う必要があることから、分科会を設置し、担当分野を分けて検討を行う。
- ・基本計画の基本的考え方（市民主権のまちづくり等）や、はじめに、基本姿勢等は、全体会で検討、確認を行う。
- ・目指すまちの姿ごとにリーダーを置き、進行・まとめ等を行う。

（分科会の主な討議内容）

妥当性や抜け漏れの確認を含め、以下の内容を中心に討議・検討を行う。

- ・各政策の施策体系に関する討議
- ・成果目標値に関する討議
- ・施策の方向性に関する討議
- ・ワークショップの結果等を踏まえたまちづくり主体毎の役割分担の補足

（分科会の構成案）

それぞれの目指すまちの姿の関連性、ボリュームを考慮し、以下の構成（分担）とすることが考えられる。

○第一分科会

- ・子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち：2政策・7施策
- ・みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち：4政策・10施策
- ・人・自然・地球みんなで環境を大切にするまち：1政策・4施策

○第二分科会

- ・みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち：3政策・8施策
- ・働き、学び、遊び、みんなが活気と魅力を感じるまち：1政策・4施策
- ・いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち：2政策・8施策

5 第五次多摩市総合計画の全体構成（案）

はじめに	【キーワード】
1 まちづくりの経過と総合計画策定の趣旨	
2 総合計画の位置づけ	
3 総合計画の構成	
4 多摩市を取り巻く状況変化と社会的背景 ・第四次総合計画から現在までの多摩市を取り巻く状況の変化と社会的背景について現状と課題を交え、「(1)人口減少・超高齢社会の到来」、「(2)環境問題の深刻化と持続可能な社会への展開」、「(3)地方分権から地域主権」への3点に絞って記述します	「人口減少」、「少子化」、「高齢化」、「地球温暖化」、「持続可能な社会」、「省資源・省エネルギー」、「低炭素・循環型社会」、「地域主権」、「自治基本条例」、「市民協働」
基本構想	【キーワード】
基本構想の期間と想定人口	
第1章 まちづくりの基本理念 ・今後20年間の多摩市のまちづくりにおける最も基本となる考え方として定めた、「市民主権による新しい地域社会の創造」、「豊かなまちを次代へ継承」、「自立的な都市経営」の3つについて記述します	「自治基本条例」、「市民主権」、「多様な担い手の協働・連携」、「担い手の役割分担」、「太陽とみどり」、「環境」、「平和」、「文化」、「自立した都市」、「持続可能な都市」
第2章 将来都市像 ・「まちづくりの基本理念」と社会・経済情勢の動向、多摩市の現状と課題等から導き出だされる20年後のまちのビジョンです	
第3章 目指すまちの姿 ・「将来都市像」が達成されたときのまちの姿を表すものであり、基本計画の柱立ての基礎となるものとして6つの「目指すまちの姿」とその取り組みの方向性について記述します	
第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢 ・「目指すまちの姿」の実現を支える2つの基本姿勢として「市民主体のまちづくりの推進」と「持続可能な質の高い行財政運営の推進」について記述します	「市民主権」、「自助」、「共助」、「公助」、「協働」、「市民主体のまちづくり」、「セーフティネット」、「行政サービスの質の向上」、「人材育成」、「広域連携」、「税收減」、「福祉関係経費増」、「公共施設・都市基盤の更新」

基本計画	【キーワード】
基本計画策定にあたっての前提	
<p>まちづくりの基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別の計画で示す「市民の役割」と「行政の役割」について、全体を貫くトータル的な考え方について記述します ・基本計画策定にあたり、最も基本となる「市民主体のまちづくり」の考え方について、基本構想第1章の「市民主権による新しい地域社会の創造」と第4章の「市民主体のまちづくりの推進」を基に現状と課題を踏まえ、今後の取り組み等について記述します。また、「市民主体のまちづくり」を支える、行財政運営の取組みについて、基本構想の第4章の「持続可能な質の高い行財政運営の推進」を基に記述します。 	
<p>想定人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から10年間の想定人口について記述します 	
分野別計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の中心となる分野別の今後4年、10年の取り組みについて記述します 	
<p>分野別計画の見方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別の計画について各項目の記述する内容についての説明を記述します 	
<p>分野別計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の6つの「目指すまちの姿」を実現するための取り組みの方向性を13政策、38施策に分けて記述します 	
<p>政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策を取り巻く「現状と課題」及び、政策目的の達成を牽引する「今後4年間の重点的な取り組み」について記述します 	
<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策を取り巻く「現状と課題」を踏まえ、政策目的を達成するための施策について「施策の目指す姿」、「施策の成果目標値」、「主な施策の方向性」、「まちづくり主体ごとの主な役割」について記述します 	
計画の実現に向けて	
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な行財政運営に向けて、行財政改革の取り組みの方向性、計画の評価と進行管理の仕組み、健全で持続可能な財政構造の構築に向けた考え方、財政の見通しなどを記述します 	

6 多摩市総合計画審議会スケジュール（案）

日程	総計審		庁内、全体
1/18	①【全体会】 諮問、進め方の確認(分科会構成)、 スケジュール確認、市長との懇談、 基本計画の基本的考え方・基本姿 勢等の確認		
1/31	②【全体会】 基本計画の基本的考え方・基本姿 勢等の確認	⇒	【専門委員会】 基本計画の基本的考え方、基本 姿勢確認
2月中旬	③【分科会】 分科会1：第1章 分科会2：第3章		
3月上旬	④【分科会】 分科会1：第1章確認、第2章 分科会2：第3章確認、第4章	⇒	【所管部】⇒【専門委員会】 第1・3章確認
3月下旬	⑤【分科会】 分科会1：第2章確認、第6章 分科会2：第4章確認、第5章	⇒	【所管部】⇒【専門委員会】 第2・4章確認
4月上旬	⑥【分科会】 分科会1：第6章確認、全体確認 分科会2：第5章確認、全体確認	⇒	【所管部】⇒【専門委員会】 第5・6章確認
4月下旬	⑦【全体会】 全体調整・確認	⇐	専門委員会での検討内容を総 計審へフィードバック
5月中旬	⑧【全体会】 答申案最終確認、答申	⇒	【専門委員会】 答申書確認、修正
5月下旬			【策定委員会】 基本計画原案決定 ⇒経営会議報告
6月 上～中旬			・市民説明会 ・パブリックコメント
6月下旬			【策定委員会】 基本計画案決定 ⇒経営会議報告
6月			【議会】 全員協議会
7月			【専門委員会】⇒【策定委員会】 基本計画決定